

序

論

序 論

1 計画策定の目的

本村は、昭和42年度に「第1期初山別村総合振興計画」を策定以来第6期まで、村の振興発展に寄与する指針として、目指すべき豊かな村づくりの実現に向け積極的に計画遂行に取り組んできました。

村民憲章の理念に基づいた「明るく豊かな村」づくりを基調とし、各産業部門における生産基盤の整備、福祉・保健の向上と生活環境の整備、教育文化の振興充実に取り組み、村の着実な発展と活性化に大きな役割を担ってきたところであります。

一方、若年層の流出による人口減少傾向に歯止めがかからず、少子高齢化、高齢者の単身化などが一層進んでおり、集落の維持機能低下をはじめ、沿岸資源の変化や海獣被害などに起因する漁獲量の減少、村内小売店の減少による利便性の低下、近隣市町への大型チェーン店やコンビニ進出等による購買力の流出等、新たな課題を抱えているのも現実であります。

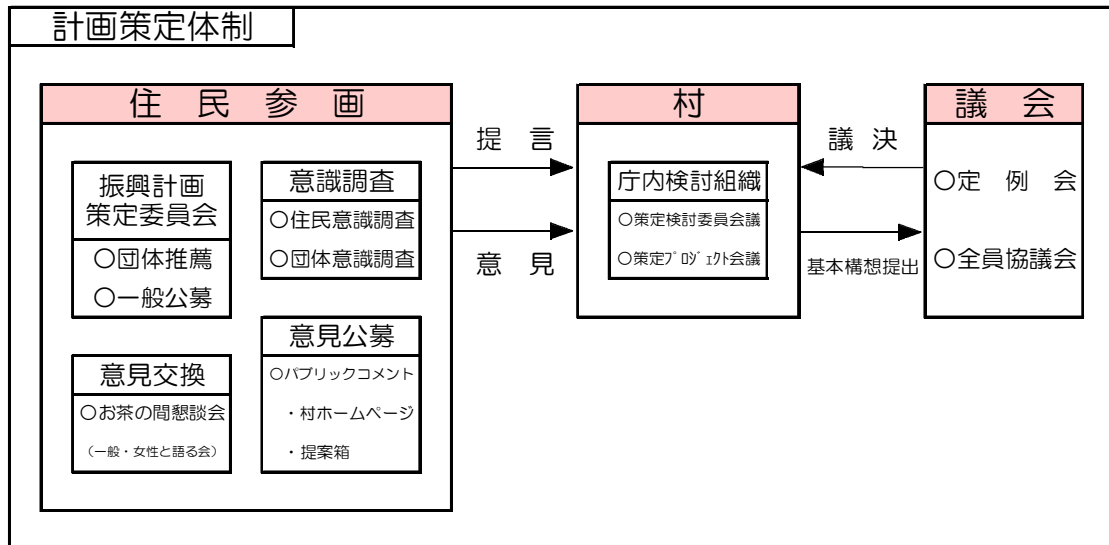
こうした状況の中で、「量より質」の村づくりに重点を置き、経済や社会情勢の変化に柔軟な対応ができ、さらに国や北海道の長期計画とも整合性を保ちながら、基本テーマ「人がきらめき 安らぎと潤いのあるところ豊かな村」のもと、将来を展望する新しい総合振興計画を策定し、地域力を高め、総合的な振興発展のための施策を積極的に推進することとします。

2 計画の位置付けと性格

新しい総合振興計画は、これからの村の未来を見据え、村が自らの責任と判断をもって「地域経営を進める基本指針」となるものであり、村づくりの理念を定め将来像を考える基本構想、課題の対策となる基本計画からなるものであります。

このため、新しい総合振興計画は、村政運営の基本指針として各種村づくり計画の最上位として位置するものであり、各分野にわたる計画性、実現性、整合性を確保すると同時に、「村民と行政の協働の村づくりのための活動指針」として郷土を次世代に誇りを持ってつないでいく役割を担います。





3 計画の基本事項

① 計画の名称

新たに策定する総合振興計画の名称は「第7期初山別村総合振興計画」とします。

② 計画の期間

「第7期初山別村総合振興計画」は、平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までの10年間とします。

③ 計画の構成

「第7期初山別村総合振興計画」は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想： 村づくりの理念を定め、めざすべき村の姿を展望する基本的方針を定めるとともに、将来像を実現するための分野別の施策の大綱を明らかにします。

基本計画： 基本構想で定めた将来像と施策の大綱を受けて、現状を十分に把握、分析して課題を整理し、洗い出された課題に対応する主要な対策、基本的施策を分野別に示します。

基本計画は、平成27（2015）年度までの5か年を前期基本計画期間とし、続く平成32（2020）年度までの5か年を後期基本計画期間と位置づけます。

実施計画： 基本計画で定めた主要な対策を分野別、部門別に具体的な事業で示し、それぞれの事業名、実施主体などを明らかにして、計画期間中の事業執行の指針とするものです。

実施計画は別途定めるものとし、3年間を目途に毎年見直しを行います。